平成２６年（フ）第１８号
宮崎県東臼杵郡椎葉村大字松尾1430番地の６
破産者　有限会社協侑建設
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第４４号
山口県長門市仙崎1565番第１地
破産者　株式会社永井商店
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第４２号
最後の住所秋田県北秋田市李岱字上悪外20番地３、前住所秋田県北秋田市李岱字李岱270番地
破産者　亡成田信貴相続財産
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第４９号
山形市立谷川２丁目938番地の16
破産者　株式会社片桐印刷
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３号
栃木県那須塩原市東三島３丁目40番地２
ユーミー・パル306号
破産者　山口　正治
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第２２７９号
愛知県春日井市坂下町５丁目1215番地346
破産者　カスガ医科株式会社
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３１９号
名古屋市中川区好本町２丁目56番地
破産者　株式会社クレーベン
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３９４７号
大阪市西区新町１丁目５番７号
破産者　株式会社三協製作所
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４４７号
大阪市北区浮田１丁目２番15号
破産者　エスピー電機工業株式会社
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５９７号
大阪市旭区新森４丁目27番13―201号
破産者　株式会社フェイス
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６５８号
大阪市東淀川区東中島１丁目20番19―207号
破産者　株式会社ジェイエスゴルフ
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９８９号
大阪府枚方市長尾谷町１丁目104番地57
破産者　有限会社三恵自動車
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７６号
北海道岩見沢市西川町505番地60
破産者　有限会社茉本興業
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第３１７号
茨城県笠間市旭町640番地
破産者　亡工藤信相続財産
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第４０号
東京都西東京市芝久保町５丁目１番２号
破産者　黒川　春男
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３３４号
東京都武蔵野市八幡町１丁目４番１号秋山ハイツ202
破産者　畠山　金光
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２号
三重県津市大園町13番８号、破産手続開始決定時の住所三重県津市大倉17番15号
破産者　前田　弘一
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６９号
愛知県海部郡蟹江町本町10丁目101番地　プロムナード中山201号、開始決定時の住所三重県四日市市天カ須賀５丁目２番34―502号ライオンズマンション弐番館
破産者　中村　昭夫
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
兵庫県揖保郡太子町鵤47番地の５
破産者　有限会社冨岡板金
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所龍野支部